

参議院外務委員会會議録第三十六号

(一〇三三)

昭和二十七年六月三日(火曜日)午後二時開会

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君  
理事 徳川 頼貞君  
曾根 益君

委員

杉原 荒太君  
平林 太一君  
伊達源一郎君  
大隈 信幸君  
大山 郁夫君

政府委員

外務政務次官 石原幹市郎君  
外務参事官(外務大臣官房審議室勤務) 三宅喜二郎君

外務省ア  
ジア局長 倭島 英二君  
外務省経済局長 湯川 盛夫君  
事務局側 常任委員 坂西 志保君  
会専門員 久保田貫一郎君

本日の会議に付した事件

○国際連合への加盟について承認を求め  
るの件(内閣提出、衆議院送付)  
○国際植物防疫条約の締結について承認  
を求めの件(内閣提出、衆議院  
送付)

○外国の領事官に交付する認可状の認  
証に関する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)

第五部 外務委員会會議録第三十六号 昭和二十七年六月三日【参議院】

○連合委員会開会の件

○委員長(有馬英二君) これより委員  
会を開会いたします。前回に引き続きま  
して国際連合への加盟について承認を  
求めるの件を議題といたします。  
質疑を終了して討論に移ることに御  
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(有馬英二君) 御異議ないも  
のと認めます。それではこれから討論  
に入ります。御意見のおありのかたは  
それ／＼賛否を明らかにしてお述べを  
願います。

○大山郁夫君 反対意見を述べさせて  
頂きます。これまで質問をしておりま  
した間に大体私の態度ははつきりして  
おると思いますが、併しまとめてここ  
で言わせて頂きます。非常にこれは重  
大な問題で、殊に我々がこの問題を審  
議するときには日本の民衆、殊に現代  
の民衆のみならず次の時代の民衆に対  
してもやはり責任を持つておるのみな  
らず、この頃のようにアジアの全体性  
というような問題、世界平和というこ  
とに關連してのアジアの全体性、アジ  
アの團結、或いは我々には不戦アジア、  
戦かかわるアジア、こう言つておしま  
すが、こういうことが問題になつてい  
るときに我々はやはりアジアの全民衆  
に対して非常に大きな責任を持つてお  
る。同時にアジアの全体性、或いはア  
ジアの團結、不戦アジアというものは  
世界平和というものを基準にして述べ  
られておることなのでありますから、

世界平和全体に対して我々は大きな責  
任を持つておると思ふのであります。

こういう立場からこの問題に入つて行  
きたい。それで殊にこれからの日本は  
国際連合に加入しようかしないでおこ  
うかという問題に直面しておるわけ  
であるから、よくこの国際連合というも  
のに対する批判をばつきりと行わなけ  
ればならない。勿論国際連合に加入す  
るという問題は現在加入するのか、或  
いは将来加入するのか、逆に言えば加  
入しないという人の態度は現在加入し  
ないが将来は加入するかもしれないよ  
うなことになるか、いろいろ細かな問  
題があると思ふのであります。私は  
今現在の問題として国際連合に未来永  
劫入らないというようなことでなく  
て、現在の問題として全体の問題を見  
たいと思ふのであります。

勿論我々はこの国際連合憲章を讀ん  
で国際連合の目的というものは非常に  
立派であるというのを認めておる。  
それはもう誰も異論はないところだろ  
うと思ふのであります。世界の平和を  
維持する機關として現われて、そうし  
てあの出した憲章を見ると非常に立派  
な文字が書かれておる。いわゆる光彩  
陸離としていふような文句であ  
るが、併しながら国際連合の目的がど  
うであるかということ、それから國  
際連合の行動がその目的にいつく副  
つてゐるか副つてゐないかということ  
は全然別問題だと思ふのであります。  
それで少くとも我々は日本の立場か  
ら、及びアジアの立場から、及び世界

平和の立場から国際連合の行動を見る  
べきあの朝鮮戦乱開始以来の国際連合  
の行動というものがある。批判の対象  
となる、こういうふうには先ず第一に考  
えて見ます。それで私はその国際連合  
を批判するといふような立場をとると  
きに、あの朝鮮戦乱開始以来の国際連  
合の行動というものに注意を向けた  
い。それでこの間中から言つておりま  
す通りに、それ以来の国際連合の行動  
を見るに、我々は国際連合が侵略  
という言葉に対してどういう定義を持  
つてゐるか、これから調べてからな  
ければならない。なぜならば国際連合  
が朝鮮に対してあの武力干渉、武力干  
渉という言葉に異議を持つておられる  
かたもあると思ひますが、まあ武力行  
動といふことは、あの行動を始めた。  
その理由は北朝鮮が平和を破つておる。  
平和を攪乱しておる。そうして同時に  
初めから北朝鮮を侵略者として取扱つ  
ておる。侵略者と言つていいの、侵略  
者と言つていいの、つまりアグ  
レッサーとして扱つておる。この間外  
務大臣は例の北朝鮮を侵略者として取扱  
うということは、丁度中国の義勇軍が  
北朝鮮問題に入つて来た、その頃からの  
問題のような口吻でお話になつたよう  
に思ふのだがこれは事實間違つておる  
ので、初めからもう北朝鮮をアグレ  
ッサーとして取扱つておつたのでありま  
す。そうしてあれだけの行動を起すよ  
うになつて来ておる。そうして北朝鮮  
は中国義勇軍に対してアグレッサー  
のマークをつけたことははずとそれ以

来變つておらないのみならず、最近、  
現在も變つておらないのだが、最近又  
問題になるようなことがもう一遍ス  
タートされた。というのは例のアチソ  
ン・吉田の間に交換された公文書、あ  
の中にもその侵略者という言葉が又大  
きく現われて来ておる。そうして我々  
は朝鮮において武力侵略が行われたと  
いふのを見て来たといふような言葉が  
使われているのであります。そこで朝  
鮮において武力侵略が行われた。武力  
侵略はどちらのほうで最初に行なつた  
かといふことは言つておらない。世界  
的には北朝鮮のほうで侵略を始めたとい  
うふうで考へておる者もあれば、逆に  
國連軍のほうで侵略を始めたといふ  
うに考へてゐる國もあり、世界的には  
議論が分れており、どつちの立場を支  
持してゐる者が多いかといふこともは  
つきりわからないのだが、あの吉田・  
アチソンの二人の間に交換された公文  
書においては明らかに北朝鮮なり中国義  
勇軍をアグレッサーと見て、認めてお  
ることは確かである。これに國連軍が  
行動を起す、日本がそれに参加しなけ  
ればならない、少くともそれに援助、  
あらゆる援助を与えることが必要であ  
るといふような趣旨が述べられておる  
といふふうになつて来ると、これは非  
常に日本としては大きな問題なんでし  
て、我々は一体國連が侵略といふこと  
に対してどういふ定義を与えておるか  
といふことから始めなければならな  
い。即ち國連が、殊に安保理事會が、  
國連の二十七条でありましたか、あれ

によつてこの国が侵略者であるかといふような決議をする、そして侵略者或いは平和を破壊するもの、平和を脅威するもの、或いは侵略しているものであるといふ決議をしたときには、それによつて国連が国連の加盟国に対していろいろと勧告することができ、或る場合には武力制裁を加えるような行動をとることが出来る。そういうことまで規定してあるので、侵略者といふ定義がどうであるか否かということを含めておろす、これは非常に重大な意味を持つておる、こう私は考えておるのであります。それで一体国連がどういふふうな侵略を理解しておるか、つまり侵略に対してどういふ定義を与えておるのであるかといふことを重ねて重ねて私は質問をしたのでありますが、それに対する答弁はなかつた。最後だん／＼だん／＼話をしておるうちに外務大臣は結局国連は侵略に對する定義を持つておらない、そのとき風の向きで次第で或る国の或る行為を侵略といふふうに呼んだり、又は侵略でないと呼んだりすることができるといふように、こんないい方ではないけれどもやはり結論はそういうふうになつて来るので、こう考えています。そうするといふと非常に国連といふのはほとんどない、まあ乱暴なやり方をやるものであるといふ、でたらめなやり方をしておる、こういうことになつて来る、これから国連に加入しようかしまいかといふことを決定するときに、我々は勿論国連に加入するといふことは問題にはならないといふことを考えなければならぬのであります。定義を持つておれば、そうしてこ

れまで侵略に對する定義が全然なかつたかと言つたらば、もう侵略に對する定義といふことは世界が長い間求めておつたものであつて、国際連盟の時代からそうであつた。あの一九二三年にゼネバ・プロトコルが議せられたときからこの問題が起つて、そして長い間の問題になつてしまつて、討議されておつた問題であつて、これが今日定義がないといふことはおかしい話だと思ふのであります。のみならず朝鮮に對する行動が始まつてからこの問題が盛んに国際連合の問題となつて、ソ連のマリク代表のごときはソ連が會つて一九三三年にあの国際軍縮會議に提出したあの定義を持出してゐる。相當にはつきりした定義であつて、マリクソ連代表の言葉によると、あのソ連が提出したその定義といふものは当時国際連盟の安全保障問題理事會において殆んど採決されて、十七カ国から出した代表によつてそれが討議されて、大部分の人がそれに賛成しておる。殊にイギリス、フランス、それからノールウェーとか、ソ連とか、そういう代表たちがみんな賛成しておつたのであるが、ただ一、二の国の代表たちがぶつ／＼言つていたので議決に至らないままに一九三九年になつてしまつた。ところが大戰の勃発でそれがもうやむやのうちに消えてしまつたのだが、併しなからあの国連の安全保障問題理事會を構成しておつた多くの國々、そして世界的にその行動が意義のある國々の代表者たちはそれを認めておつた。殆んど国際法の一つの規則となる程度にまではつきりしておつたといふこと、それをマリク代表が言つておるの

でありまして、そしてマリク代表があの国連の安保理事會にそのときの一九三三年にソ連が国際軍縮會議に提出したその定義を提出している。それはいつでも材料があるのだから私の手からでも提出ができると思ふのでありますが、それはどうもつきりした定義を出しておつて、それに対して連合國のほうにははつきりした答えがなかつたといふことを私は認めておるけれども、併し外務大臣が言つておる通りに國連のほうには殆んど侵略に對する定義といふものがなないので、その場限りでいつても議せられるのだ。ただ国際連合を構成してゐる國々は立派な國々であり、そしてそういう國々を代表してゐる代表者たちは立派な人だから間違つた定義を与えるといふことはあり得ないといふような漠然たる信念の上で安心して、國連が侵略に對する定義を持たないのに安心して、そしてこの問題を解決しようといふふうな態度を見せておられることは非常にこれは私は間違つておると思ふ。丁度我々が民主主義の側におつて、或る國家の機關が一つの手に立法と司法と行政、その三つの權力といふものを一つの手に握つてしまつたら、それはもはや民主主義でなくて専制主義であるといふやうに言われておる。同じ議論がこの場合に對しても當てはまり得るので、私は國際連合といふものをそれはどうであらう、同時に國連のほうからやはり侵略に對してあのマリクソ連代表が示したものはつきりした定義を示してゐない。と同時にあのマリク氏が示した侵略に對する定義といふものは殆んど國際法のルールとなるほどの力を持つて

おるのだが、それに対して太刀打のできるような定義が与えられたといふことを私は知らない。だから、やはりあのマリクソ連代表が提出した侵略の定義、あれ以外にはあれほどはつきりした定義はないと私は考えておりますが、それでこの國連に日本が加入するといふことは非常に危険である。これはだん／＼その点をはつきりしますと、先ず第一に結論から先に申し上げますと非常に危険である。

それから又あの一昨年の六月二十七日でありましたか、あの北朝鮮を侵略者と認めて、そして武力干渉をするといふ決議がなされたときには、あの安保理事會には中華人民共和國の代表者もいなかったのだし、ソ連の代表者もいなかった。ところがあの安保理事會の規則、それは國連憲章の二十七条にあるように記憶してありますが、あれによりまして、つまりこういうふうな手続の問題ではなくていゝわゆるサグスタンテイズ・マター、實質に關するやうな問題を決議するやうなときには、國連の安全保障理事會を構成してゐる十一カ國のうち七カ國がそれに対して賛成投票をしなくてはならない。その七カ國のうちには五大國、即ち常任理事國の五大國の賛成投票も含まれてゐる。七カ國の投票が要するといふことだつたのがそれが無視されておる。ソ連の代表も、それから中華人民共和國の代表もいないでその席上でそれが可決されておるというの、かなり重要な手続法といふものが無視されておるといふやうなことも考えられる。それから又私がしつちゆう申しましたように、あの朝鮮におけるところの紛擾といふものは、朝鮮の内部におけるところの二つのセクションが相争つてゐるやうな問題であつて、それにこの國連が干渉したものであつて、本當にこの大抵の我々の常識から言つても、あれは別に侵略があつたわけでも何でもなかつたのだ。それで國連は内政に干渉したといふ非難は免れない。ところが國連のあの第二條第七項、あれによるといふと、國連は内政干渉主義、内政不干渉主義といふのだから非干渉主義といふのだから知りませんが、よその國の内政には干渉しないといふ主義をとつてゐる。それがだん／＼無視されてゐるのじやないか。これは初めから無視されてゐるやうに私は考えられるのであります。今日あの韓國の李承晩の政府までが、少くとも釜山放送局に配付されてゐる國連の代表者たちが韓國內政に干渉したことはけしからんとするやうな大きな問題を起してゐるが、併し國連の内政干渉問題は昨今に始まつた問題じやなくて、一番初めからある、こういうやうに私は理解してゐるのであります。それでこの國連が侵略といふことに對してどういふ定義を与えてゐるのであるかといふことを知ることは非常に大切なことであるといふふうに私は考えてゐるのであります。殊にこのアジアの問題の中には、國連がこれまであの北朝鮮に對して侵略符を与えた、そして國連に對して北朝鮮に侵略者のマークを与えしめた事情に似たやうな事情がアジアの至るところにあるのであります。殊に我々は間もなく日華條約の討議をしよと思つてゐるが、あそこにもそれに似た情勢がある。將來あの新中國、即ち中華人民共和國の中央人民政府が、台灣に對して或る行動をとるかも知れない

い。あの人民政府のカイロ宣言というものを理解しているあの立場から言つたらどんな行動をとるかも知れない。あの人民政府のカイロ宣言に対するところの解釈から台湾を自分の国のものだと考えている、で或る行動をとるかも知れない。そうすると又中国人民共和國に對して侵略国であるアグレッサーの名を与える。今度は日本がこれに援助を与えなければならぬというやうなことになる。殊に日本がそれに、あの國連に加入しなくてもその危険はあるというところはあの安保条約並びに行政協定のほうから言い得るのであるけれども、殊に國連の權威によつてこの新中國にアグレッサーのマークをつけてしまふときには、もう國連憲章によつて日本がそれによつて援助をしなければならぬというやうなことになる。そうなつて来ると非常に大きな問題になると思ふのであります。又そういうやうなときのことを予想して、日本では早速あの國連が軍隊を、武装軍隊を提供しろとか、或いはそのほかの援助を提供しろとか、或いは通過権を含む便益を提供しろとかいうやうなことを言つて来る見込は十分にあるのである。殊に武装軍隊を要求せられる。そうすると日本が再軍備しなればならぬというやうなことになる。再軍備で日本の憲法を改めるといふことには随分日本の國民から反對があるのだが、國連の權威で以て、將來國連が或る場合には日本に武装軍隊を提供しろというやうな要求があるかも知れない。國連に入つたことに對して當然の帰結として日本は軍隊を持つていなければならぬというやうなことになつて、そして日本はも

うずる／＼べつたりと再軍備のほうに向い、そして憲法の改正、私たちは改悪といふのだが、つまり第九條戦争放棄の条文を棄ててしまふといふこの改正でありますが、改悪と言へば改悪である。この憲法改正、戦争放棄の条文を破棄するところまでする／＼べつたりと引摺られて行くといふ危険はこれはもう十分あるものと見なければならぬ。ななというやうな結果を伴う。それから又最近私は頻りにあの國連とアジア大陸のことを問題にしているのでありますが、これは私はもうずつと昔からその点を憂えておつたのであります。これは、私もこの問題に對する大きな不安を持つたのは昨今のことじやないで、ずつと前から、丁度終戦直後私はまだアメリカにおりました。あのときに日本から来る新聞を讀んだら、又アメリカの新聞も讀みましたが、その中に占領軍の或る將軍がこういつたことを言つておつた。名前を言つてもいいのだが、私はオリジナル・ソースを握つていなければ名前を言わないことにしておきます。そういう方針をとつておるので、できるだけ科学的に正確なものを見方をしたいという考えから、オリジナル・ソースを握つていないときには名前がわかつておつても關係者の名前を言わないといふ方針をとつておられますが、併し私は名前を言わなくても誰にでもすぐ思ひ當る節があると思ひますが、丁度あの占領軍もなく連合軍のある將軍がこういふことを言つてゐる。日本人は智能の点から言つても、それから日本人の体格の点から言つても、それから軍

事上の経験から言つても、日本人といふものはすばらしい軍隊を作る。だから私は日本人を一つ大きな軍隊に編成してそしてこれを使用したい。そのとき指揮して使つて見たい。そのときにあつた考えたのだが、一体日本人はもうボツダム宣言で非軍事化されると、再び武装を持たない國になると、こう思つておつたのだが、もう一週日本人を使つて大きな軍隊を作つてそれを使用したいと言つてゐるのだ。が、一体どこに使用しようとしてゐるのだかといふことを考えたときに、もうアジア諸民族と日本を戦わせる以外には答へがないと考へた。その瞬間から私は非常に大きな不安を持つて今日に及んでゐるのであります。それに關係する資料を集めておりましたが、併し一ここのでそれを示すことはできない。最近のこととしてこの問題をスタートしました。それはこの三月二十四日の東京の報知新聞を見ても、四日の東京の報知新聞を見ても、そのあとの總司令部の外交局長のシーボルド氏がアメリカのたしかオハイオだと思つたが、アメリカのどこかで、カソリックの団体のナイツ・オブ・コロンバス、その団体に對つて演説をしておつた。その演説の梗概が書いてあるので、それにはこういう点が述べられておつた。クレムリンは日本が非常に無限の工業能力を持つておつて、その点を無視しない。と言つてクレムリンのことを言つておつたのであります。が、それはこの問題には直接關係はない。その次にこういうことが書いてあつたので、こういうわけであるから獨立日本といふものは自由世界にとつ

ての偉大なる財産だ、こういうふうに書いてあつた。偉大なる財産だ。財産といふ觀念には使用収益、処分といふことを含んでゐるが、偉大なる財産として、それならば一体如何なる目的に使用しようとしてゐるのかあるかといふ疑いが私の頭に湧いたが、二日たつて私はすぐにそれに対する回答を得たので、それは部分的には日本タイムスにあの第八軍の司令官のヴァン・フリートがUSニュース・アンド・ワールド・リポートといふ雑誌に一つのインタビューを与えてゐる。コッビー・ライテット・インタビュー、その中で言つてゐるのは、アジアの共產主義と闘うためにはアジアの人的資源によらなければならぬ。結局アジア人をしてアジア人と闘わしめる。あの日本タイムスの記事にはフライング・コンミニズムといふ、コンミニズムとフライング・コンミニズムとが書いてあります。ところがその後外務省のほうから私はあのヴァン・フリートの談話のインタビューの写しをもらいましたが、それにはレジスタイング・コンミニズムと言つて、レジストとフライングと言葉は違ふけれども、併し大体同じやうな趣意であつて、そうしてあの日本タイムスに出しておつたところが大体間違ひがない。あの記事の中にあるだけのことは大体元のヴァン・フリートのインタビューの中にも述べられておつたように思ふのであります。だからこのアジアの獨立日本が、自由世界にとつて偉大なる財産であるといふことは何に用ひようとして言つておるのであらうという疑問が直ちに起るのであります。その疑問がそれによつて回答を得てゐるのではない。

こういうことはヴァン・フリート氏の個人的な意見なので、別に第八軍の司令官、國連軍の一部としての第八軍司令官としての、いわゆるオフィシャル・ステートメントではないといふことは確かでありませんが、そういう個人の意見と、それから又そのいわゆるオフィシャル・ステートメントはそれと現実に分けることができるものでないやうに考へておるのであります。それからもう一つは、こういうことはもう國連軍側においてしよつちやう言われておることであつて、日本の國といふものを反共の防壁にするといふことを前からずつと言つておる。一方に世界人權を尊重するといつて、言論、思想、集會、結社、良心の自由といつたものに、非常に立派な言葉が述べられておると同時に、他方においては非常にそれと同じやうな問題であるにもかかわらず、日本においては共產主義といふものを初めから、研究しないやうな態度だといふ感じを吹込んでしまつて、日本を反共の防壁にしやうといふやうなことを言つておる。更に責任ある政治家でもそういうことをしよつちやう言つておるのであります。大抵のことは批判の自由を与えるが、共產主義の問題に對しては批判の自由を与えないといふ態度を連合軍がとつて、それを日本に押付けようとしておる。殊にアジアの問題になると、更にヨーロッパ、アメリカの帝國主義者といふものは鼻論を吐くことがあるので、私はオリジナル・ソースを持つておらないので名前を挙げないが、或る國の、或る政治家が、或る場所といふことにしましやう。今はオリジナル・

ソースの持合せがないので今申上げましたように名前がわかつておるのだけれども、関係者の名前を言わない。或る国の或る政治家が、或る場所でこういうことを言つておつた。それはその政治家が人民解放軍を征伐するに国民軍を使つたらいいのだ。アジア人を殺すにはアジア人を使うのは、当然な話であつて、人民解放軍を征伐するためには国民軍を使つたらいい。国民軍の一人々々には毎月五ドルほどの賃金をやつて、それから毎日一碗の米飯をやれば、彼らは喜んでそれをする。若し彼らがそれを喜んで受けなかつたらしようがないんだからというのを言つたという。これは非常に責任の地位にある人が言つたということが、或る記事に書いてあつた。それについて私は本當だと思つておるのだから、いわゆるオリジナル・ソースを握つておらないのだから、名前を申上げません。ともかくそういうことが言われておるのであつて、アジアの問題になると非常に帝國主義者には暴言を吐く習慣がある。のみならずあのヴァン・フリーストのことが書いてあつた記事に、共產主義と闘うということもあつたのだ。日本から見れば共產主義と闘うということは非常に大きな問題なんだ、第一に中国の五億の人民と戦うというところがそれに含まれておる。のみならず仏印においてもやはり同じように共產党の勢力というものは非常に強いのだ。又直接に共產党軍をなしておらずとも、共產党を支持しておるところの勢力というものはアジアには相当に多い。又インドのごとく、本国においては共產党と戦つておるが、外交政策としてはその共產主義の政党を持つて

おる政府に対しても外交関係を結ぶというふうなことをしておる。例へば中国に対して非常な好意を示しておる。そうして国連へは中国の加入を許さなければならぬという立場をしよつちやう示しておる。それからサンフランシスコでのあの講和會議が開かれたときには、中国の人民政府を入れないでしるゑたような対日講和會議というものは無意味であるといつて、そうしてサンフランシスコ會議には参加しなかつた。それからビルマもそうだし、それからインドネシアは参加しておるけれども、併しながらいンドネシアの態度も必ずしも中共に対する反対の態度ばかり示しておるのではなくて、むしろ逆の態度を示しておるし、同じやうなことがアラブ十一カ国の態度についても言える。こういうふうになつて見ると、共產主義と闘うということが殆んどアジア全部と戦うということの意味にさういふ問題に対して回答を与へてはならない。のみならず、我々は日本の将来というものはアジアに繋がつておる。あの日華貿易というものは非常に大きな問題となつておるのも、日本が存在するというものがアジア大陸と不可分の関係にある。経済の方面から言つても今日の点から言つても、日本の経済というものはアメリカ経済の一部になつて来ておる、今アジアの経済の一部になつて来ておるといふことがはつきりしておればこそ、日華貿易といふこともアメリカは何と言つても、日本人にはそれに耳を傾けずにはいられないやうな切羽詰まつたところに來ておるのではないかと思つております。アジアが連帯性を非常に現美

に意識しておる。これが将来のアジアの運命を方向付ける一つの大きな要素となつておるのである。世界の帝國主義者がアジア問題に非常なむずかしくなつて來たというものは、アジア全土に亘つて、アジアの人種とか或いは民族の區別にかかわらず或いは西と東にかかわらず、大きなアジアという国のどこに行つても、又アジア全人口のどの部分に當つて見ても、アジア全体の意識といふものは強くなつておる。帝國主義者から最終的に解放されようという念願が非常に強くなつて來ておる。で、これが今後アジアの運命を決する大きな要素となつて來ておる。あの帝國主義者たちがアジアの問題がむずかしいむずかしくなつて來たところ言つておるのとは、このことのためである。アジアの諸民族の間のアジアの連帯性の意識といふものは、非常にめざましく來た。或る意味においては私は今やこのアジアの偉大性、底の知れないやうな偉大さが、ここで世界の上にはつきり認められるやうになつて來た。この事実が外國帝國主義者をしてアジアの問題が非常にむずかしくなつて來たという原因となつて來ておると思ふのです。が、日本はこの流れの外に立つことはできないどころか、アジアを敵としておるやうな帝國主義者の言葉に對して、我々は十分な批判を持たなければならぬ。こういう立場から今中華人民共和國も入つておらないやうなこの國連へ、何故に我々は急いで加入することを努めなければならぬか。もつと立止まつて考へて見る必要があるのではないかといふことも、又考へられるのであります。即ち私は第二として國連とそれからアジアとの關係、こ

れが我々の態度を非常にむずかしうさせ、それと連帯しておることでありますが、今申しましたあのアジア諸民族と日本の貿易、殊に中国との貿易、ソ連との貿易、この問題もやはり重大であつて、その立場からやはり國連加入の問題を考へて見なければならぬと思ふのであります。今日日本の経済の危機といふものを打開するには、一體どうすればいいかといふことが大問題となつて來ておる。そうしてその解決を考へておる人々も、これを二つの場に分けることができるというふうに考へるのであります。一つは将来日本は飽くまでこの再軍備をやつて、そして軍需工業を起して、それで現在の経済危機を切り抜けようといふ一派である。他方においてはさうでなく、日本の将来は世界平和というところにかつておるのだ、だから再軍備ということとは問題でなくて、やはり他の方法で日本の経済危機を打開しなければならぬ。それは差し詰め中国との貿易、殊にアジア全土との貿易、その方面から我々は進んで行かなければならぬ。こういう要求が相當に強い。又日華貿易というやうなことは今日の日程に上つておるので、我々が躊躇して解決を延ばす問題ではなくなつて來ておると思ふ。アメリカのほうから頻りにアジアの問題といふものがむずかしくなつて來たのだが、併し日本が中国との貿易に非常に大きな希望を持つておるのとは、そんなことは當てにすることはないといふことを頻りに言われておるが、アメリカのほうから言つたらそういうことも言われましようが、併しそれはアメリカの立場から言われておること、我々日本の独立の立場か

ら、日本の独自の立場からこの問題を見なければならぬ。そうすると日本が先ず第一に世界の平和といふことは日本の今日には絶対に重要なことであります。これは言うまでもないことでありますが、この平和の世界において日本はすべての國と貿易をするといふことを大事であると思へなければならぬ。殊に中国との貿易、ソ連との貿易といふことが、日本の将来の経済危機といふものを打開する大きな力になる。こういうふうには我々は考へておるんだし、又それが日本人の考へ方になりつつある。岡崎外務大臣はその点を非常に軽く見ておいでになるやうであります。けれども、これだけではない。吉田総理もずっと前から丁度一昨年、私がこの問題をとらえて質問したときから、日本は中国との貿易なんてやらないで、日本の経済は繁昌しておるといふ答弁をせられた。あのときから政府の態度はさうであつて、日本の中國との貿易といふことを大して問題にしておらないやうな口吻を使つておるが、日本の國民は決してさうではないのであります。そしてこの日本の今日の経済的危機といふものを、これを再軍備といふものによつて打開するといふことが問題外であるとすれば、そんなことはできないし、又逆の結果を生むものであるとすれば、隣國との貿易、アジア全体との貿易といふものをおろそかにしてはならない。そして又アメリカから言われることは日本が中国との貿易はいい加減のものだからそれに頼らないで、アメリカとの貿易といふことが根本の問題だからそれに頼れといふことを言われるが、アメリカの貿易、殊にアメリカへの輸出とい

うことがだん／＼制限せられるのであつて、冷凍まぐろがどうだの、陶磁器のほうも関税を上げるかも知れない、或いは絹スカーフの関税も上げるかも知れない、その他アメリカに輸出するものがだん／＼アメリカの関税政策の対象になつて、一層途が塞がれようとしておるときに、なお更我々は中国との貿易というものを非常に重大に考えておる。殊にあの高良とみ子氏、帆足計氏、或いは宮腰喜助氏がソ連から中国に入つて、最近中国の貿易の方面の係になつておる中華人民銀行の總裁の南漢宸を相手として、貿易に対する或る取極をしたというやうなあの事実、あの新聞記事が出てからというもの、日本国民のその方面に対する関心というものは非常に高まつたと考えられるのであります。そして又日本の国民はこの日本が生きて死ぬかの問題に關して中国の貿易を考へるといふことは、決して國際的に禁じられておることは考へておらないのである。

朝鮮戦後後にアメリカの輸出禁止というものがあつて、その結果日本の中國に対する貿易というものは非常に制限されておるのだが、併し問題は何もういふことを制限されておるのではなくて、日本は生きるためには他の國と貿易する権利を持つてゐる、のみならず、日本が中國、或いはソ連とか、アジア民族ともつと深い貿易の關係、經濟關係を結ぶといふことは、要するによその國と貿易をしないといふことを意味するのじやなくて、全世界の國と日本は貿易をしなければならぬが、先ず前提条件として、安い原料を我々に入れる必要がある。そういう点からいふならば、中國の貿易とい

うものは一層日本にとつて重要性を持つてゐるというこの立場からこの問題を見ておるのだと……それから又歴史的に言へば、殊に終戦後の歴史的に言へば、日本にはそういう全世界の國と貿易して、そして日本の經濟自國の途を講ずるといふ、そういう權利を日本が与えられたように考えられる理由があると思ふのであります。法的に、我々は又ポツダム宣言に入つて來る必要があるし、ポツダム宣言による必要があるが、それを讀むといふと、「日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ」即ち「日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右目ノ爲原料ノ入手ヲ許可サルベシ」とその區別をしておきます。「原料ノ入手ヲ許可サルベシ」と、日本國は將來世界貿易關係への参加を許さるべしといふことがはつきり書いてある。我々はまだこのポツダム宣言を破棄したものと考へておらない。而もこのポツダム宣言の第十一項でありすが、これは又ほかの重要な外交文書より深い關係を持つてゐる。例へば我々は大西洋憲章、一九四一年八月十四日附だと思ひますが、あの大西洋憲章の第四項を見ると、丁度ポツダム宣言と同じやうな調子で書かれた一つの条文があるので、丁度ここにはこういふ、つまり世界のどの國も自國の繁榮を圖るためには、自由に貿易すべきである、そういう原則を認めるということが書いてある。ポツダム宣言はこの原則の日本への適用を言つたもので、この二つは非常に

關係を持つてゐる。離るべからざる關係を持つてゐる。丁度ポツダム宣言の第十一項は、或る意味において大西洋憲章第四項の生写しのように私には考へられるのであります。第四項にこうある。これは外務省解説にはとんでもない誤訳、惡訳があつたので、その後多分外務省解説というものは改められたものだと思つておりますが、外務省のには恐るべき誤訳と政略があるから、だから私はそれを用ひないで、ほかにそれよりも少しましな翻譯がよそにあるから、それを用ひることにしますが、それによると、あの大西洋憲章の第四項には、「兩國は」兩國といふとイギリス、アメリカのことでありすが、「兩國は其の現存義務を適法に尊重し大國たると小國たると又戰勝國たると戰敗國たるを問はず一切の國が其の經濟的繁榮に必要な世界の通商及原料の均等條件に於ける利用を享有することを促進することに努むべし」といふことが書いてある。これはポツダム宣言の第十一項の本になつたものだということが、疑うべからざるものであると考へておりますが、これはとんでもない。世界的に大きな意義を持つてゐるその一つの条項である。これは日本のほうからいふと、大西洋憲章は、ルーズベルトとチャーチルが密つてきめたもので、イギリスとアメリカとの話合ひではないといふことを言う人があるかも知れないといふことを言う人がある。一九四四年の一月一日におけるワシントンにおける連合國のほうで出した共同宣言でありましたか、あの共同宣言の中には、そのとき会合した二十六カ國の代表がポツダム宣言の趣旨といふものを賛成してゐる。どこまで

も支持するといふことがはつきり書いてある。それで初めて大西洋憲章に示してあるプリンシプルといふものをサプスタライブするといふことを私は思つております。どこまでも支持する、これによつて大西洋憲章といふものは立派な國際的意義を持つた文書となつておるので、ただルーズベルトと、それからあのチャーチルとが大西洋沖で交換した覺書だけのものだといふふうには言われぬ。國際的にも意義を持つてゐる。一九四九年一月一日のあのホワイト・ハウスによつて、連合國の代表者たちが明らかに大西洋憲章の中に示されてあるプリンシプルを我々はサプスタライブするといふふうにはつきり言つてゐる。で、非常に大きな國際的な意義を持つてゐる。而もこの大西洋憲章の第四項といふのは、非常に雄大な言葉で綴られてゐるところの、大切な世界的意義を持つた条項である。私は考へております。殊に兩國は現存義務を適法に尊重して、大國たると小國たると、又戰勝國たると、戰敗國たるを問はず、すべて皆こゝう權利を持つてゐるといふことを認めず、「戰勝國たると戰敗國たるを問はず」といふ言葉も千金の重さを持つてゐる言葉であり、従つてこのプリンシプルが戰敗國である日本にも適用されなければならぬといふことがはつきりして言われてゐるのであつて、そのうして戰敗國も戰勝國もこぞつて戦後の平和時代になつたならば、原料を自由に手にする、それから又國際貿易に参加する權利を持つてゐるのだ、こゝういふ原則を我々は確認するといふことが大西洋憲章に書いてあります。私は大西洋憲章の原則といふものは尊重す

べきものであると考へております。それから第八項、これは日本、ドイツ、イタリアの武装を解除するといふことを書いておるのであります。これは將來の世界全体の武装を撤廃するといふことと關連して書かれておるので、抽象的な文句であり、或いは再軍備を論ずるときには、この第八項も無視することはできないといふふうには考へておりますが、併し今の問題は、第八項は、暫らくの間それに言及しないことにして、第四項のほうに私は注意を向けますが、これはポツダム宣言の第十一項の本になつた一つの原則がそこに書いてあるものであります。で、非常に重大なことから、日本人は先ず第一に、ポツダム宣言第十一項によつて、更にポツダム宣言の第十一項の先祖であるところのこの条項によつて、將來平和を克復したときは、全世界と自由に貿易ができるといふことの觀念を植付けられてゐるのであります。連合國が日本にこゝういふ觀念を植付けておるのであります。ところが今になつて日本は、中國とか、ソ連なんかと貿易してはならないといふことを言われるといふと、日本はそれは約束が違ふといふことができるものであつて、この点を日本は全世界に向つて自分の立場を主張することができ。戰敗國だから遠慮するといふことは問題じやない。ここにちゃんと書いてある。戰敗國たると戰勝國を問はずといふことが書いてある。だから戰敗國だつて正しい主張をするのに遠慮するに及ばないといふことは、これは道理からでも言える。道理ではなく、たとへばポツダム宣言の第十一項で、それには、我々は日本人を民族として奴隷



化せんとして、国民として滅亡せしめんとする意図を有するものにあらざる云云ということが書いてあつて、戦に負けたという事は、奴隸化したということではないということを向うから言つているのであるから、何も日本から遠慮することなく、戦敗国でも道理のあることはどんな／＼主張していいと私は考へている。アメリカのほうから中国との貿易はそう当てにならないから、そんなことを日本では考へるのじやないということをやると、そろ／＼我々は李承晩の真似をして、それは内政干渉だということを言いたくなるほどの意味を持つてい。こういう点からいつても今国連に加入するということは、非常に大きな問題だ。あの台湾政府を承認して、日華条約を結んだということさえ中国を非常に怒らしておられます。周恩来の宣言、中国の新聞を見ても、中国は非常に重大な問題だと見ておるのであります。そこに持つて来て、今中華人民共和國の参加を拒入しているこの国連へ日本が真先に今加入しようということは、ます／＼中国を怒らせることになり、そうして日本の経済自立のために欠くことのできない中国との貿易ということの前に大きな障害を置くものである。こういう意味を持つておるものであると我々は考へております。こういう理由からでも、国連へ加入するということは、今の問題とすべきではない。勿論立派な目的を持つている国連の行動が、この目的に全然符合するようになつて来たときに、問題は別だと思ふのです。そのときには恐らく中華人民共和國の人民政府もやはり代表者を送る地位に來ておるのだらう。そういうときには

我々はこの国連にどん／＼入つて行つて、世界平和を維持する途を講ずる、こういうノールンな仕事に我々は従事できる。それを楽しみにしております。併し今そのときではないという、そういう意味において、私は只今申上げました理由から、今国連へ加入の承認を求められたその課題に対して、私は否という返事を与えるよりほかに途がないと、こういうふうに考えておるのであります。御静聴を感謝します。

○委員長(省馬英二君)　ほかに御発言がございせんか。

○曾根益君　私は国際連合への加盟について、承認を求めることに對しまして、賛成の意向を表明したいと思ひます。

国際連合が現状におきまして、必ずしも理想的な姿でない。機構におきましても、又運用においても、完全にその当初の目的である国際平和と安全の維持に十全の努力を振い得ないということは、これは遺憾ながら事實であります。これは、さればとて、この際日本が真に平和的な國として、日本の安全を固る上におきましては、現存せる国際平和、安全の機構としては、国際連合に對したすに批判的な態度を以ては、私は解決の途がないと、かように考えるのであります。いろ／＼本委員会におきます質疑応答等各委員の御意見も伺いましたが、例えば侵略の問題について、国際連合において、侵略に關する定義がはつきりしておらない。従つてきよなあいまいな国際連合に加入するのでは、非常に危険ではないか、かような御意見もあつたようでございます。併し侵略に關してはつきりとした定義をつけ得られる世界の情勢

であるか否かということを考えて見ます。ときに、不幸にいたしまして、侵略の過去における簡単な定義、例えば、外国に対する武力の攻撃即ち侵略であるといったようなものを、はつきり定義すること自身が、新しい侵略形式を援助するに等しいような結果を招来するような、不幸なる世界の事態がある。これは現在の国際共產陣営の常套的な手段にもからんで来る問題であります。従つて私どもはむしろ動きの動かない侵略というものを、定義を下し、おつたならば、私は個人としては恐らくさような動きのとれない侵略を定義しておるような国際連合ならば、加盟するの危険であるとする考へるわけであります。現在におきまして、国際連合の国際平和と維持に關する基本的な建前というものは、いわゆる侵略というものを固定的な觀念で定義して行かない、例へて言うならば、第一条なんかにおきまして、国際連合の目的の中に「平和に對する脅威の防止及び除去と侵略行爲」つまり侵略行爲というものを平和の破壊ということとくつつけて常に考へて行く、これが国際連合の少くとも憲章に現れた精神であるかと思うのであります。更に一例を挙げるとすれば、第三十九条においても「平和に對する脅威、平和の破壊又は侵略行爲」ここに侵略行爲だけを取上げて、そうしてこれのみが国際平和の攪乱だというような考へ方はすでにとつておられない。従来の侵略という非常な窮屈な定義以外に平和の破壊というものをも広く国際問題としてこれを捉へて、そうしてこれに對する集體的保障で平和を維持して行こうというのがこ

れ即ち國際連合の本當の精神であらうと私は考えておる。又それと同様の趣旨が第二条の七項の中にいわゆる本質上國內管轄權内にある事項は勿論國連としてはタツチしないというのがあります。ここに一つの重点がある。例をて言うならば労働基準法を守るといふことは、これは國內法令によつてきまり、勵行して行かなければならないことだと思ひます。併しこのことがやはり國際的にも平和或いは社會の安全といふことに必要であるから、この労働基準法を守る守らないのこれはやはり國際問題の面が出て参ります。こういうふうな國內事項と國際事項が関連性がある。その中で本質的に國內事項については原則として國連がタツチしないといふのは、これはもう極めて當然のことでありますが、この但書があることは御承知の通りであります。但書に書いてあるように、但し第七章の強制措置の適用を妨げるものではない、即ち本質的に國內事項といふものも國際平和を破壊するようなものについでは、これは第七章以下のいわゆる臨時措置の發動を妨げない。これこそ國連の精神である。故にただ単に形式的に國內紛争の形をとる、内亂の形をとつて國內における二つの政府、二つの政權、二つの軍隊の戦いであるといふだけを以て國連がタツチしていけないというのだつたら、これは國連の精神に全然反するものである。むしろそのものが理事會或いは場合によつて總會のそれ／＼の國連の意思機關の判定によつて、具體的な現狀に即した判定によつてきめて、そうしてできるならこれを未然に防止し、又破壊があつた場合には最後には強制措置がとられると

いうところには、国連の効果を我々は発見するものでございます。従いましていろいろの不満の点もございます。例をば現状においては、国連に完全な世界性がない、国連加入の問題でもまだ加入を申請している国々が二つの世界の対立からそれ／＼加入ができない、或いはこの総会と理事会との関係、いろいろな点におきましても決してこれが十分ではございません。更に又国連は本来の精神から言うならば、すでに国際連合の国連軍というものができておる。これが成立し強くなるに従つて各国の軍備が縮小し、遂にはこれを消滅させて行かうというのが国連の精神であると思うのであります。が、不平にして今の時代は逆行しているといううな点がございます。併し我々としてはどうしても国連を支持し、更に国連に参加することによつて日本の平和への協力関係を打立てて行くということが基本的に我々は正しいと考えるのであります。従いまして私は現に提案になりました加盟については承認を与えることに賛成でございます。但しそこに多少の問題があると思うのであります。

第一は平和条約において日本がすでに国連加入の意思を表明しております。し、平和条約の効力発生後の今日において、或いは日本におります国連軍との協定の問題というやうな問題がすでに起つておる。政府の今までの態度は一言にして言うならば、国連に未加入のときでもいゆる義務を背負ひ込むことには熱心であるけれども、正当な権利を主張するといふところに多く欠けるところがあるのではないか。国連軍隊との協定の問題がその一例で、

ざいまいしよし、只今大山委員長も指摘されたあの中国貿易の問題についても私は必ずしも見解を同じくしないのであります。併し先般の外務大臣との質疑の際にも申し上げたように、日本が集團保障を支持し参加することは当然である、併し日本のみが経済的に見て最大の被害者であるというような事態をそのまゝにして置く、義務だけは履行して権利の正当なるものを主張しないというやうな態度であつてはならないと思ふのであります。従いまして今後の政府に対してはそれらの堂々たる主張を展開して行くことを強く要請せざるを得ないと思ふのであります。

それから第二には同様な問題でございしますが、國連加入に關して如何なる政府が準備と努力をしておられるのか、この問題でございします。この点につきましても私が外務大臣にすでに質問したのであります。元來かような多岐的な國際條約に加入することを國會の承認を政府が求めるときにはその準備ができておつて、そしてその準備的な手續が全部地均しができておつて、然る上に國會の承認を求める、これが原則でなければならぬ。然るにこの國際連合に加盟する問題については、政府はただソ連といへども反対できないはずだといつたやうな一方的な解釈をとつておられる。実は何らの確たる見通しもなくして、従つていつ加入できるかについての準備もなく、確たる見通しもなくして、そしてあらかじめこの際加盟についての承認を求め、こういふことをやつておられるのであります。私は國連に加盟することに努力すべきであるという意味においてこの案件そのものには賛成であ

りますけれども、ただかような態度で行つて、若しこの加盟の問題が簡単に行かない、その間に國際情勢もいろいろ変わるであらう、場合によつては從來の憲章が変わつた場合はどうする、或いは憲章を変えなくとも日本が加盟するに當つて非常に重大なる條件をどうしても受入れなければならぬ場合においては、國會が今日承認しておることだけで、國會の責任を私は完遂できない、かような危険を持つた、事前の白紙委任状を政府は求めておられるのであります。ここにおきまして私たちは國際情勢の急激なる変化、まあ一例を挙げれば、例えば國連がい

りますけれども、ただかような態度で行つて、若しこの加盟の問題が簡単に行かない、その間に國際情勢もいろいろ変わるであらう、場合によつては從來の憲章が変わつた場合はどうする、或いは憲章を変えなくとも日本が加盟するに當つて非常に重大なる條件をどうしても受入れなければならぬ場合においては、國會が今日承認しておることだけで、國會の責任を私は完遂できない、かような危険を持つた、事前の白紙委任状を政府は求めておられるのであります。ここにおきまして私たちは國際情勢の急激なる変化、まあ一例を挙げれば、例えば國連がい

リカは御承知のやうにいわゆる共產國の諸國及び自由國家群の諸國の承認を申請している國を一括承認することに反對してゐる。併し我々はアメリカの屬領ではないのである。國連に加入してゐる多くの自由なる立場に立つたアジア、アラブ諸國或いは中南米のいわゆる小國なんかの意向をも考へて見ますと、決して我々としてかかる方法によつて日本の加入される途があるのではない。從來のやうな何でもアメリカ一辺倒的な態度でこの承認を求め

るのには私は甚だ間違つてゐるのではない、かように考へます。それから規約の解釈についても憲章の解釈上につきましても、安全保障理事會の勧告がなければできないということになつておりますが、それはその通りにいたしましても、更に安全保障理事會でソ連等の拒否権が振るわれたという場合には、更にそれを打開する意味において總會において、勧告を基礎とするけれども、安全保障理事會の勧告が拒否の場合であつても、總會の三分の二の多数決を以てこの新加盟國の問題を、日本を含めて新加盟國の問題を打開して行くやうな強力な建設的な外交の手を打つ必要があると考へますので、それらの点についても政府の善処を要望いたしまして、この意味におきまして本件に対して賛成するものでござい

る意思のあることを宣言してゐる。そしてその条項の含まつた平和條約に我々は賛成したのであります。併し、その際に一般的にこれに対する賛成理由を申述べておりますのでここに改めて賛成の理由を繰返すことを省略いたしま

す。ただ私は大体二つの点について特に要望しておきたいと思ふのです。その第一は、先ほど大體曾君から言われたところと相通するのであります。日本の國連加盟の承認せられ

いて一つな十分に考へてもらいたいと思ふ。繰返して申し上げるまでもなくすでに日本は平和條約で國連の原則を受諾してゐる。つまり國連に協力する義務を受諾してしまつてゐる。つまり義務の上から言へば、主たる義務の上からすればすでに國連の加盟國と同一の地位に立つてしまつてゐる。然るに何らの發言權も認められていない、

こゝの極東方面は自由國家群の外交政策の最も相背馳するところの地帯である。そしてなおこの地帯は今後國連の行動なるものの發動される可能性の最も多い地帯とも見られる。現に發動せられてゐる。將來新たる國連の行動の發動される公算の最も多い地帯である。そしてこの國連の行動そのものを決定せられる際には日本は何らこれに對する發言權もない。それがきまつた場合にこれに協力する義務だけは負わされてゐる。こゝういふことはこれは國連に對する真の協力を維持するためには國連に對する真の協力をすることには勿論異存はないし積極的に賛成するのであるが、ただ他人のきめ

権利を確保せられるという外交措置は是非とも必要だと思ふ。この点については是非とも外交政策上万遺憾なきを期してもらいたい。これは私の強い要望である。これは恐らく私一人じゃあるまいと思ふ。恐らくは全国民の国民的な要望といつてもいいと思ふ。これを第一の点として申上げておきます。

第二には国連に加盟が実現する場合でも、又しない場合でも同じでありますが、国連が世界平和ということを目的の一つとして成るほど国連の現実の行動を見てみますとこの方面についてかなり積極的の関心を払つては来ている。併し一方見ますというところ、その世界平和というものを達成するために最も基本的な基礎条件は何であるかというところ、何といつても先ず世界経済、国際経済に対する国際的な協力が十分に行くというところでなくちやならんと思ふ。これを国連の二大目的として経済上の国際協力というものを掲げている。前の国際連盟の場合にもなぜあれが失敗して第二次大戦まで導いて行つたかというところ、主なる原因は私は恐らく世界経済、国際経済についての国際協力の関係を確保する点において国際連盟が失敗したというところに大きな原因があると思ふ。勿論これは非常に各種の条件があるから簡単ではないと思ふけれども、その点にもつと深く重きを置いて国連が行動するといふことが是非とも必要だと思ふ。現にいろ／＼といわゆる自由国家群の経済上からすればいろ／＼憂うべき事態が生じていることは私が指摘するまでもない。政治上、軍事上においては集団自衛がかなり現実に行われているけれども、経済上においてははやもすれば

孤立的な形勢が大勢にならんとしている。これでは世界の平和を確保できないことは明瞭だと思ふ。それで今後殊に日本の置かれてある地位からして日本など率先してその点よく協調して行くべきだと思ふ。そういう点について政府は特に一つ重きを置いてやつて頂きたいと思ふ。私はこの二つの要望を付してこれに賛成いたします。

○委員（有馬英二君） 答弁を求めますか。

○杉原 荒太君 答弁というより……

○政府委員（石原幹市郎君） 只今杉原委員からこの国連加入を承認するに当りましての要望が申出られたのであります。これらの問題につきましては大體この委員会でも大臣等から今日までいろ／＼所信の表明はあつたのであります。が、今申されました二点につきましては御趣旨を十分体して今後ともこれらの問題に大いに善処したいと思ふ。先ほど曾々委員からいろ／＼申された点と重なる点もあるのであります。が、これらにつきましても十分対処して国際連合が真に世界平和を維持する強力な組織になりますよう一層外交その他の機構を通じて努力をしたい、こういうことを申上げておきます。

○委員（有馬英二君） ほかに御意見はございせんか、御意見がなければ……

○平林 太一君 私は国際連合への加盟について承認を求めた本件に対しては賛成を承りました。たゞ、賛成をいたすに当りまして申上げたいと思ふことは、本件に対する反対論として主

張せられたことに、本委員会において主張せられたる一、二の重要と認める点について私の所見を述べざるを得ないのであります。

第一は本件に対して賛成し、従つてこれに加盟することを以て危険なりとする議論に、いわゆるこの大陸より我が日本を孤立せしめるのである、それから大陸経済というものがこれによつて阻害せられるものであるという御意見に対してであります。私はこれに対して太平洋経済というものを無視いたしましたところのこの大陸経済というものが得ない、かように考えざるを得ません。若しそれ大陸経済に対する魅力に汲々としたしまして、今日まで又現実に行われております我が國現在の経済の連繫から申しますれば、恐らく八〇％内外を往來いたすものと観測せられますが、太平洋経済これをおろそかにいたしまして、この目前のことにと汲々としたアジア経済というものに盲目であります場合は、やがて我が國の経済は一を得ることができずして二つとも失うというやうな事態に立至ることを深く憂いざるを得ないのであります。我々はいわゆる中共を中心とするアジア経済に対しましても厳としてこの太平洋経済を基礎としたしまして、これに対してこれを補強するの意思に出ずるこの大陸経済の連繫というところを深くこの際考へなければ相成らんとします。従いまして私はさうな意味を深く憂慮し、又考慮いたす上におきまして本件に賛成の意を表するものであります。

第二は侵略に對しましてはたゞの行為を国連はやるのではないか、誠に危険であるという御意見であります。が、私の観測といたしましては侵略とは行動に對する判断である、これを解せず、或いは理論の上から行動の事前におきまして、いわゆるこれを定義付け、いわゆる非科学上の見地に立つての分析論評を下すということは事實に即せざる架空の理論と思はざるを得ないのであります。若しこの点に深く思いをいたすならば、進んで国連に加入をいたしまして、この世界平和の大理想、大精神を掲げる国連の理事会なり総会におきましてこれを主張いたし、又力説いたしまして、これが目的を完成することを以て極めて妥當なりと信ぜざるを得ません。故に私はその意味におきまして進んでこの際国連に加盟することを以て更に積極的になすべきであると思ひます。

第三には暫らく憶測として憂慮せられております国連加入のことが実現に對して甚だ危惧を抱くとの感あることは私も極めてこれに對しまして賛意を表する点も多々あるものであります。併し結論といたしましては私は案外にこの問題は案ずるよりも生むが易い結果に到來するのではないかと。我が國がこの国連加入に對する大いなる、世界平和に對する意欲、国際國家の一員といたしましてこの意思を表示する以上、私は理事会におきましても総会におきましても勇躍としてこれが迎へられることを予想いたすものであります。

もとより本問題とはやや異なるものであるといへども、すでに先日本委員会において審議の継続中に属しております国際復興開発銀行協定への加入の件、国際通貨基金に對する加入の件等に對しましては、すでにいち早く

これらの事柄は当該理事会におきましてこれが承認をいたされております。よやうな國際間の事情を私は仄聞いたし、又今日における世界情勢下における我が日本の地位、位置といふものを考へるにしまして、私はこれが速かに承認せられることを信じて疑はざるものであります。政府は大いにこの高い氣品と高い構想を立てまして、鋭意これが主張を強靱に進められて速かに加入するの手續をとられることを要請して止みません。

最後にこの機会において特に政府に申述べておきたいと思ひます。これは、いわゆる今日なお依然として國際連合の大精神に相違背するのではないかとと思われる筋が多々ありますが、戦争犯罪者に對しては勿論平和条約の条文によりまして、これに對しますところの取扱は規定せられておるのであります。が、併し国連に加入するといふ大きな私はこの世界的な我が日本の方向に對しましては当然これは解放せられて然るべきであると思ひます。政府におきましては本委員会におきましてこの問題に對する見解をいたしまして、実は戦争犯罪者に對しましては日本側においてすらその取扱をいたさなかつた事態すらあつたのである、ここに一つの難点があるといふやうなことをこれは承わつておるのであります。が、私はかような答弁では腑に落ちないのであります。若しそれやうであるといひましたら、すでに日本側においてそれ／＼戦争關係に對する輕微なる犯罪処置と申しますか、追放等の問題はことごとく解消をいたされております。今日国内的にさうなことが



何ら考慮せられるべき筋合のものではないのでありまして、速かにこの国連加入のこの機会を通じまして、依然今日今なお東洋において、或いは異国の地においてこの戦争犯罪の苦難をなめつつありますところの人々及びこれらの残された家族の人々を、一日も早くこの平和の世界に戻さしめることを、この際政府においては深くこれが推進の途を講ずることを強く要請いたす次第であります。第二には、抑留同胞送還の問題でありますが、いやすくもこの国連に加入する機会におきましては、先方に如何なる理由ありといえども、これに對しまして我が国が要請いたすということは、いわゆる国連の精神を通ずる世界の大道であるのであります。速かにこの運動を、強い意思と又行動をいたしまして、国連軍を通してこれら抑留同胞が速かに帰還することのできることを一日も早く処置することのできるように政府はいたすべきである。以上二つの問題を、私は戦争犯罪者に対する速かな釈放、或いは帰還、出獄或いは減刑、これらの処置を速かにいたす、若しこういうことにおろそかでありましたれば、先刻来申します、反對に對しますことを却つて裏付けするような事態に立至ることを甚だ私遺憾と思わざるを得ないのであります。抑留同胞送還のことについても右同様であります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。国際連合への加盟について承認を求めの件につき承認を与えることに御賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 過半数と認めます。それでは本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますから、これは委員長において本件の内容、本委員会における質疑応答の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することに於ておりますから、本件を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

曾根 益 大隈 信幸  
平林 太一 徳川 順貞  
伊達源一郎 杉原 荒太

○委員長(有馬英二君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れはないと認めます。

○委員長(有馬英二君) 次に国際植物防疫条約の締結について承認を求める

の件を議題といたします。

質疑のおありのかたは順次御発言を願います。御発言ございせんか。……御発言もなければそれは質疑を終つたものと認めて御異議ございませんか。……御異議ないものと認めます。

○委員長(有馬英二君) 次に外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案を議題といたします。

質疑に入りまして。御意見のおありのかたは順次御発言を願います。……別に御発言もなければ質疑は終つたものと認めて御異議ございませんか。……御異議ないものと認めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(有馬英二君) 速記を起して。それでは明日午後一時から大蔵と連合委員会を開き、明後五日の午後一時から水産委員会と連合委員会を開きたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(有馬英二君) それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後三時三十八分散会

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、国際植物防疫条約の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月七日)

一、千九百二十三年十一月三日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約及び署名議定書の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月七日)

一、国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月八日)

一、国際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件(予備審査のための付託は五月八日)

一、外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案(予備審査のための付託は五月十日)

○委員長(有馬英二君) ほかに御意見がございせんか。御意見がなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

第五部 外務委員会会議録第三十六号 昭和二十七年六月三日【参議院】

九

昭和二十七年十月六日印刷

昭和二十七年十月七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局